

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見
(平成27年8月14日～平成27年9月8日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

御意見 (平成27年9月5日)

宅地や建物内のガス管新設工事は、現在は都市ガス販売を独占している都市ガス会社の限られた指定業者以外は施工できません。それら工事価格も都市ガス会社が統一しており値下げできません。これは新築戸建や集合住宅のガス工事の給排水や電気など設備工事との一括受注や工程管理で設備業者の自由度を縛っています。

ガス販売が自由な液化石油ガスでは、国家資格の液化石油設備士であればガス管の新設工事は可能であり、ガス管工事価格も自由なので、同じ工事でも工務店に対する設備業者の競争もできます

これまで都市ガス会社がガス管の新設のガス管工事業者の指定や工事価格を統一できるのは、資源エネルギー庁が家庭用都市ガスのガス管工事の供給条件を許可していることが理由と聞きました。

都市ガスの販売が自由化されれば、液化石油ガスと同様に都市ガス販売店が自由に設備業者を選べるようになると思います。

都市ガスのガス工事も国家資格とするか、独占のガス導管事業者の指定業者資格制度を門戸開放し、指定業者のガス工事価格を統一させる規制を廃止するガス工事のシステム改革も検討して下さい。